

## 「学生支援等」に関する自己点検・評価書

基準に係る本学の特徴及び目標

### 1 特徴

上越教育大学は、学校教育に関する理論的かつ実践的な教育研究を推進するために、昭和53年10月に開学した、いわゆる「新構想の教育大学」である。

このため、本学は、初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

また、平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が教員養成系大学・学部として始めて設置された。

更に、平成17年4月には、大学院修士課程に長期履修制度を導入し、更に、その長期履修制度を活用した教育職員免許プログラムを導入し、大学院に在学しながら教育職員への道を開く仕組みを導入している。

このような本学の沿革から、本学には、「学部学生」、「本学の学部を卒業した大学院生」、「他大学を卒業した大学院生」、「現職教員の身分を持った大学院生」、「長期履修制度による大学院生」、「長期履修制度を活用した教育職員免許取得プログラム履修生である大学院生」、「博士課程の大学院生」と、多様な経歴を持つ学生が在籍している状況となっている。

また、教育課程等においては、教育実習に当たっては、いわゆる母校実習をすることなく体系的、かつ、工夫された教育実習やカリキュラムが設けられている。取得可能な教員免許は、小・幼一種免許から中・高一種免許と多種多様な免許取得も可能となっており、特に、本学学部生の卒業要件には、小一種免許の取得が含まれており、本学を卒業する学部学生のすべてが、その小一種免許の保持者となっているという特徴がある。

なお、この他、研究生、内地留学生、科目等履修生、特別研究学生の学籍を保有する在学者はもとより、留学生、障害者、社会人経験者等の多様な環境下の学生も在籍している。

### 2 目的

本学は、中期目標にあるとおり、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする大学である。

そのため、本学は、学生支援について、開学以来、昭和33年の学徒厚生審議会答申により講じられてきた、保健管理や課外活動等の支援方策や授業料免除等の経済的支援を行ってきたところである。

また、平成12年6月に報告された「大学における学生生活の充実方策について」、通称「廣中レポート」により提言されている、「正課外活動の捉え直し」、「ファカルティ・ディベロップメント」、「ティーチング・アシスタント」、「学生何でも相談」、「就職指導體制の強化」、「インターンシップ」、「少人数教育」、「学生による授業評価」等の方策を、いち早く取り入れ具現化し、現在も行っている。

また、日本学生支援機構等の学生支援関係団体の種々方策を活用し、学生支援を行っており、国立大学法人化以降の現在も継続しているところである。

本学は、これまでの学生支援の実績をも踏まえ、大学の教育研究等の質の向上を図るための学生への支援に関する目標として、次のような中期目標を掲げ、種々学生支援方策を講じているところである。

#### 学生への支援に関する目標

大学の提供するサービスのユーザーであるとともに、大学に対する社会的要請の重要な発信者としての学生が、明るく充実したキャンパスライフを過ごせるよう、その学習・生活を積極的に支援する。

また、ニーズや知的・人的資源が循環していく観点から、卒業生・修了生に対するアフターケアの充実を図る。

## 自己点検・評価

- 1 基準 9 - 1 : 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

観点 9 - 1 - : 学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

( 観点・指標に係る状況 )

#### 授業科目選択のガイダンス

新入学生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて、初日の「教育課程と履修方法」、第2日目の「電子シラバス説明会」を通して、『履修の手引』『授業科目一覧』『電子シラバス利用の手引き』等の配布資料を用いた履修指導が行われる(別添資料 9 - 1 - - 1「平成17年度新入生オリエンテーション日程」、9 - 1 - - 2「平成17年度新入生オリエンテーション配付資料(学校教育学部)」参照)。その後は、クラス担当教員や教育支援課が個別の相談に応じるのが基本的体制となり、これは卒業まで一貫している。

2年次からは専修・コース(分野)ごとのクラス編成となるため、2年次学年当初に各専修・コース(分野)ごとのオリエンテーションが実施されている。3年次以降は卒業研究に向けゼミに所属するようになるので、クラス担当教員とともに、論文指導教員も履修に関する相談に応じるようになる。

( その他関連資料 )

別添資料 9 - 1 - - 3「平成17年度入学者用 履修の手引(学校教育学部) p.1~11」

#### 専修・コース選択の際のガイダンス

専修・コース(分野)への所属は、各人の希望を尊重しつつも、1年次必修の所定科目の成績順位及び各専修・コース(分野)の受入可能数に基づいて、2年次進級時に決定される(別添資料 9 - 1 - - 4「専修・コース(分野)分け業務の取扱いについて」参照)。そこで、新入生オリエンテーションにおける説明の後、まず「希望(動向)調査」を実施、結果を6月に発表し、当初の希望の分布状況を知らせる。次に、後期に入って前期成績が通知された段階で「第1回専修・コース分け説明会」を開催し、それぞれの代表者による各専修・コース(分野)の紹介を聞かせ、個別相談にも応じた上で、予備調査を実施する(別添資料 9 - 1 - - 5「平成17年度専修・コース分けの実施について」、9 - 1 - - 6「平成17年度第1回専修・コース(分野)説明会及び保育士資格取得説明会実施要領」参照)。この結果は11月に発表されるが、例年、当初調査からかなりの希望の移動が見られる。さらに、後期成績の通知後の2月下旬に「第2回専修・コース分け説明会」を開催、専修・コース(分野)分けに関わる成績(換算点)表及び総点分布グラフを配布・説明し、これらを参考に本調査表を提出させるようにしている(別添資料 9 - 1 - - 7「平成17年度第2回専修・コース分け説明会」参照)。

( 分析結果とその理由根拠 )

授業科目の選択に関するガイダンスは概ね適切に行われているものと判断される。その背後には、個別学生の相談に対する教育支援課の懇切な対応があることも見逃すことはできない。

専修・コース（分野）分けに関して、たとえ希望の専修・コース（分野）に所属できなくても、1年をかけた慎重な希望調査及び選考を行っているため、学生達はその結果に納得しているものと考えられ、ガイダンスは適切に行われていると判断される。

観点9-1-1：大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

（観点・指標に係る状況）

新入生全員に対しては新入生オリエンテーションにおいて「教育課程と履修方法」を通して履修の手引等を配布資料を用いたガイダンスが行われた。さらに「個別指導」の時間を講座・分野ごとに3.5時間設定し、授業科目の選択等の説明が行われた。

平成17年度から大学院修士課程に3年間での履修を可能とする「長期履修学生制度」が導入され、その制度を活用した「教育職員免許取得プログラム」（以下、「免P」という。）を受講することによって小・中・高等学校、幼稚園の教員免許状取得が可能になった。その結果、大学院修士課程には2年間在学の者と3年間在学の者が混在することになり、授業科目の選択が複雑化した。そこで混乱を避けるため、新入生全員に対するオリエンテーションに加えて免P受講の新入生だけを対象にしたオリエンテーションを実施している。平成17年度は新入生全員に対するオリエンテーションを4月11日と12日に実施し、免P受講者だけを対象としたオリエンテーションを4月20日に実施した。さらに、各専攻・コース（分野）でも独自に新入生オリエンテーションを実施し、新制度の周知を図っている。

また、免P受講者に対して履修方法などの相談・指導を行う窓口として教育支援課の他に各専攻・コース（分野）ごとに「指導担当教員」を設け、さらに「特別担当教員」5名を配置して免P受講者に対する履修支援態勢を整えた（別添資料9-1-1-1「平成17年度教育職員免許取得プログラム（指導教員等打合せ資料）平成17年4月7日」参照）。なお、上記「指導担当教員」は各専攻・コース（分野）の教員に対して免Pシステムの周知を図った。

（分析結果とその根拠理由）

平成17年度からの新しい長期履修学生制度に対応して、オリエンテーションの回数を増やしたり履修支援態勢を整えるなど、新入生が混乱しないように適切な対処が行われた。

観点9-1-2：学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

（観点・指標に係る状況）

学習相談、助言全般

学習に関する悩みは学生生活全体と深い関わりを持つ問題であることから、様々な窓口を設けて幅広く対応できる体制が整えられている。

教員の側では、学部学生については、専修・コース（分野）別に編成されたクラス（1年次については専修等が未定のため学籍番号順により編成）の担当教員が中心となる（別添資料9-1-1-1「上越教育大学クラス制度及び学生組織要項（抜粋）」、9-1-1-2「学部におけるクラス制度」（平成17年度学生生活p.9）」参照）。特に、入学直後に行われる新入生合宿研修及び3年次秋の教員養成課程学生合宿研修においてはクラス担当教員による適切な指導・助言が期待されている。また、3年次以降は各専修・コース（分野）で卒業研究のためのゼミに所属することから、直接にはゼミ担当教員が相談窓口となることが多い。大学院学生では学位論文作成についての研究指導を行う指導教員が主な役割を担っている。このほか、次項に述べるオフィスアワーの制度もあり、学部学生・大学院学生が様々な教員に相談し、助言を受

けることのできる体制が整っている。

事務局の側では、教育支援課、学生支援課、プレメント・プラザでそれぞれ事例ごとに相談を受け付けており、また、保健管理センターではカウンセラー・アドバイザーを配置して悩み事等の相談に応じている。さらに、気軽に何でも相談できる窓口として、学生支援課内に「学生なんでも相談窓口」が設置され、あらゆる相談を受け付け、必要に応じて学内外の相談機関や教職員等への斡旋も行っている（別添資料9-1-3「学生相談」、「学生相談の仕組み」平成17年度学生生活p.45-46参照）。また、学内に「意見箱」を設置し、大学運営一般に関わる学生の要望や意見を汲み上げることを実施しており、Eメールによる受付もできるようにしている（別添資料9-1-4「意見箱の設置及び取扱について」参照）。

#### オフィスアワーの設定

オフィスアワーの設定については、以前より全大学教員に呼びかけてきたところであるが、平成17年8月末現在で教員162名中105名、約65%が設定し、電子シラバスに掲載している。内容は、週1回が68名、週2回が9名、週3回が5名、週4回が2名、週5日が3名で、他に時間帯を定めず随時に対応するというのが18名となっている。また、指定する時間帯設定については各人各様であり、統一性は見られない。（別添資料9-1-5「電子シラバスにおけるオフィスアワーの掲載例」参照）

学生への周知については、『履修の手引』（学部・大学院それぞれ）及び『学生生活』に記載されているほか、入学時のガイダンスにおいても案内がなされているが、どの程度認知され、利用されているかは不明である。（別添資料9-1-3「学生相談」、「学生相談の仕組み」平成17年度学生生活p.45-46参照）

#### （分析結果とその理由）

オフィスアワーの設定が約65%に留まっている原因については、時間帯設定の難しさが背景にあるものと考えられる。教員各自の都合によって設定しても、学生の中にはその時間帯では都合のつかない者もあろう。また、持ち込まれる相談の内容によっては時間帯に収まりきれない場合も予想される。一方で、従来から、学生の突然の来訪にも多くの教員がそれなりに対応してきた経緯があった。これらのことにより、敢えて設定しなくてもよいのではないかと考える教員がいるのであろう。また、設定していても、電子シラバスに「随時」等と記載してる教員も同様の考え方に基づいていると考えられる。

#### （その他関連資料）

- ・平成17年度学校教育学部『履修の手引』p.6, p.7

##### 10 履修上の一般的留意事項

年間を通した履修計画の検討及び履修登録等の提出に当たっては、次の事項について留意してください。

- (1) 授業科目の選択にあたっては、クラス担当教員の指導を受けて履修計画を立ててください。

##### 14 オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、各教員が研究室等に在室して履修相談や授業に関する質問等に答えることが出来るよう設定された時間帯です。

その時間等については「上越教育大学電子シラバス」を参照してください。

- ・平成17年度大学院学校教育研究科『履修の手引』p.6

##### 5 履修上の留意事項

履修計画の検討及び履修登録票等の提出にあたっては、次の事項について留意してください。

(5) 授業科目の選択については、専門セミナー担当教員の指導を受けてください。

#### 6 オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、各教員が研究室等に在室して履修相談や質問等に答えることが出来るよう設定された時間帯です。

その時間帯等については「上越教育大学電子シラバス」を参照してください。

観点9 - 1 - : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

( 観点・指標に係る状況 )

授業内容についての学生の要望は、平成13年度以来毎年、「学生による授業評価」のアンケート調査を行うことにより、適切に把握するように努めている。平成14年度調査では、学部・大学院の全学生を対象に、自由記述形式で、受講した全授業科目の中から「良かった」と思われるものを4つの観点から評価するものと、「問題点や改善点」ありと感じた授業についての意見を求めるものとの2つのアンケートを実施し、これに加え、学部4年次生と大学院2年次生を対象に、3つの観点から本学のカリキュラム全体に対する意見や感想を求めるアンケートを行った。さらに、これらの回答を原則としてそのまま印刷したものを全教員に配付し、通読した上での自己評価レポートを作成させ、すべての事項について1冊の報告書にまとめている(別添資料9 - 1 - - 1 『学生による授業評価報告書 平成14年度』目次、授業評価実施の基本方針」参照)。

附属図書館では、学習支援のため、シラバス掲載図書をはじめとして、学習参考図書、マルチメディアコーナーの充実に改善をはかり、それらの活用を促進している。このうち、シラバス掲載図書は網羅的に収集し、平成16年度(17年度は収集中)は110点を収集した。また、学生のための学習用、教養図書は約1,900冊購入し、学部生・大学院生1人当たりでは約1.7冊であった。さらに、常時、購入希望図書を学生から受け付けており、これにより学生のニーズを選書に反映させるようにしている。

( 分析結果とその根拠理由 )

授業関連では、毎年、「学生による授業評価」のアンケートを実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることにより、学生の学習上のニーズが適切に把握できるよう工夫がなされている。また、附属図書館でも、蔵書収集に際し、学生の要望を反映できる体制を整えていると判断できる。

観点9 - 1 - : 特別な支援が必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。)への学習支援が適切に行われているか。

( 観点・指標に係る状況 )

特別な支援を行うことが必要と考えられる者の在籍状況

本学における特別な学習支援が必要と考えられる者の平成17年5月1日現在の在籍状況は、次のとおりである。

留学生 42人

障害を持つ学生 2人

現職教員 227人

長期履修学生 3人

長期履修学生制度に基づく教育職員免許取得プログラム受講者 90人

特別な支援についての現状

## 留学生支援

本学では、留学生支援のため、平成15年度に国際交流推進室を設置し、種々の留学生支援について企画し、また、事務組織として学務部教育支援課に留学生係を置き、一般学生と同じ経済的支援や生活支援以外に、留学生特有のものとして、次の学習支援を行っている。

### ・留学生のための情報提供

大学に入学して間もない留学生のために、通常の学生のためのオリエンテーションを受講してもらうほか、別途、留学生のためのオリエンテーションを実施し、修学情報提供を行っている。その際、日本語と英語を併記した「留学生のためのガイドブック」を配付し、履修関係も含めた情報提供を行っている。

### ・留学生担当教員の配置

本学における、学生の指導教員の配置は、学部においては、1年次に10人規模のクラス担任制、2年次以降は少人数制の指導教員制をとっており、上越教育大学方式チュートリアルシステムといえる指導体制をとっており、留学生も同様の取扱いとなっている。

大学院においては、指導教員による少人数指導体制を実施しており、留学生も同様の扱いをしている。研究生についても、大学院と同様な指導体制となっている。

### ・チューターの配置

本学では、新たに入学した留学生に対し、生活、修学、日本語等の支援のため、大学院学生によるチューターを、概ね1年間配置している。平成17年度は、17名のチューターを配置した。

### ・留学生との意見交換会

本学では、在籍している留学生と教職員やチューター等との意見交換会を実施しており、留学生との率直な意見交換を行い、留学生と留学生支援に携わる者の共通理解や不具合等の発見に努めている。

### ・修学・生活指導報告書

この制度は、大学として入学を許可した留学生が、種々の不具合から、修学をせず引きこもったり、修学をしなくなったりしている状況を全学的に把握するため、定期的に指導教員から報告してもらう制度である。留学生が修学をしなくなったかどうかの状況把握は、まず指導教員が行うことになり、中には、その判断が遅れ、事態が悪化するなどの例も見られており、この仕組みにより、改善が期待される。

### ・留学生支援者のための「スキルアップ講習会」

平成17年度から、留学生支援に携わる教員等の資質向上を図るため、留学生指導教員のためのスキルアップ講習会を開催している。

これは、留学生指導教員が、留学生特有の履修指導に必要な知識を得るための講習会であり、留学生指導教員が適切な指導を行うために効果的な取組といえる。

### ・日本語支援

学習活動を行う場合、日本語によることが前提になるため、入学に際しても日本語の能力について確認した上で、入学を許可している。入学後には、日本語教育関係の授業科目として「日本語・日本事情」を設けている。更に、日本語能力を補うため、日本語能力に応じた日本語補講を実施しており、平成17年度は、年間60回実施した。また、日本語能力の啓発・向上を図るため、平成17年度から、留学生のための「J - T E S T ( 実用日本語検定 )」を実施した。その結果、全国でトップクラスの成績を得た留学生が出ており、本学では、その留学生に対し、学生表彰を

行った。

#### 障害のある学生に対する支援

平成17年度は大学院障害児教育専攻に聴覚障害学生が2名在籍しており、情報補償という観点で障害学生本人の意見や希望を聴きながら学習支援を行っている。

本学での障害学生支援は、大きく分けて、基礎的支援、学習支援、生活支援の3つに大別できる。

まず、基礎的な支援として、障害学生に対する支援を行うに当たり、本学のホームページに在学学生、教職員、障害学生を対象に実施した「障害学生支援ガイド」を載せ、障害学生に対する配慮事項を説明している。

この仕組みにより、学生及び教職員の障害学生に対する基礎的な共通意識の形成を図っているところである。その意識形成を図った上で、障害学生の学習支援や生活支援に取り組んでいる。特に、障害学生への学習支援は、主に障害学生が所属している講座等と教育支援課で行っている。

なお、本学での学習支援は、障害学生に対する支援と、障害学生の支援者のための支援を行っており、主なものを挙げれば、次のとおりである。

##### ・障害学生に対する学習支援

障害学生のためのオリエンテーション

ノートテイクのためのパソコンの貸与

授業における視覚的な資料の多用やスロースピーチ等の各授業担当教員の授業方法の工夫による支援

学生による無償ボランティアによるノートテイカー

入学式等における手話通訳の配置

ホームページによる障害学生支援情報の提供

初等教育実習での手話通訳者の配置の検討

##### ・障害学生の学習支援者のための支援

ホームページによる支援者に対する支援方法の情報提供

障害学生支援講演会の実施（平成17年3月18日実施，障害児教育講座主催）

ノートテイカー学生のためのコピーサービス

#### 社会人に対する学習支援

##### ・現職教員

本学では、現職教員に研究・研修の機会を提供することを目的として、大学院修士課程において、現職教員を受け入れている。平成17年5月1日現在で、227名が在籍している。

##### ・長期履修学生

本学では、就業している者等のため、大学院修士課程において、長期履修学生制度を平成17年度から導入し、その修業年限を標準の2年から3年にし、修学条件の緩和を図り、学生を受け入れている。

##### ・内地留学

本学では、正規学生のほか、各教育委員会のニーズにより、内地留学生として、現職教員を研究生として受け入れている。

#### 大学院学生に対する教員養成支援

本学では、平成17年度から、大学院修士課程に独自の特別プログラムとして教育職員免許取得プログラムを導入し、小・中・高等学校、幼稚園の教員になるための支援を行っている。

このプログラムは、長期履修学生制度を活用し、大学院在籍中に教員免許取得に必要な授業を受けさせ、教員として必要な資質能力を身に付けさせるものである。これにより、教員養成系以外の多種多様な学部卒業者にも、教員になる道が開かれることとなった。なお、このプログラムに対応するため、カリキュラムや時間割等の見直しを図った。

また、特別な支援担当教員を配置し、教育実習協力校を増やす等、その受け入れ体制の充実も図っている。

#### (分析結果とその根拠理由)

留学生に対する学習支援は、日本語支援を基礎として、様々な支援が行われており、更に、大学独自の工夫もなされている。

また、障害学生に対する学習支援は、障害児教育講座と教育支援課で計画し実施している。障害学生本人の意見も採り入れながら適切な対処が行われた。

なお、社会人に対する学習支援については、長期履修学生制度の導入を図っており、そのニーズに合わせた制度を構築しており、妥当なものと言える。

更に、大学院学生に対する教員養成支援である長期履修学生制度を活用した教育職員免許取得プログラムについては、社会のニーズに合わせた多岐に渡る進路の創設を行ったものといえる。

#### (2) 優れた点及び今後の検討課題

##### (優れた点)

平成17年度は長期履修学生制度が発足した年度であったため、大学院生に対する履修に関するガイダンスのための時間を特別に設けたり、支援体制を整えるなど、様々な対応がみられた点は高く評価できる。

また、学生の持つ様々な悩みごとに対応して幅広く窓口を設け、学習を支援する体制が整えられていることも評価出来る。

本学の障害学生支援について、その特徴は個に即した対応が取られていることであろう。以前にも、車椅子使用者が在籍した折りはその学生が頻繁に使用する部屋のドアの改修や身体障害者用トイレの設置などが行われた。障害学生本人の意見や希望をもとに対処されている点は高く評価される。

##### (今後の検討課題)

オフィスアワーについては、まず教員の設定率を上昇させ、学生の相談に対応できる環境を充実させることが課題である。年度当初の教員によるシラバス設定の際に注意を喚起するとともに、教務委員会で随時周知徹底を図ることが必要である。

#### 2 基準 9 - 2 : 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

##### (1) 観点・指標ごとの分析

観点 9 - 2 - : 自主的学習環境(例えば、情報機器室、院生研究室等が考えられる。)が十分に整備され、機能しているか。

##### (観点・指標に係る状況)



修士課程並びに博士課程院生のための控室については各講座等で整備され、ネットワーク環境も整備されつつある。しかし本学では、各講座ごとの学部学生用控室がほとんど設置されておらず、附属図書館を除外して考えると、学部学生に関する自主的学習環境は良好とは言えない状態にあった。

また、情報端末があらかじめ設置されている附属図書館や情報基盤センターを除くと、学生が情報機器を用いた自己学習を進めるには、学生個人のパソコン所有に依存せざるをえなかった。そこで本学では、中期目標・中期計画の平成17年度実施計画等に基づき、平成17年度入学予定の学部生・院生に対してパソコン所有を呼びかけた。

また、平成16、17年度実施計画に基づき、無線LANによるインターネット環境を充実させるため、学内のアクセスポイントを整備中である。

#### (分析結果とその根拠理由)

上記の状況を踏まえ、観点・指標に基づき分析をすると、本学においては自主的学習環境がかなり改善されたと言える。例えば人文棟315室、人文棟413室、音楽棟202室等の空室に、長机、椅子等を整備して共通ゼミ室を設置、キャンパスライフスクエア・ホールも整備し、周知した(別添資料9-2-1「教職員情報共有システム「掲示板」」、9-2-2「キャンパスライフスクエアのご案内」参照)。特に第一食堂やキャンパスライフスクエア・ホールについては、これまで不足しがちだった学部学生の情報機器を利用した自主的学習環境を大幅に改善している(別添資料9-2-3「平成17年2月9日学内LANの公開について(通知)」。情報基盤センター長」参照)。

特にキャンパスライフスクエア・ホールについては、大学のほぼ中心にあり、学生が利用する頻度が高い学生支援課、教育支援課、就職支援室等の窓口と隣接している。また、飲料の自動販売機や空調設備の充実により、各講義室で行われる授業の合間に立ち寄るにも最適である。従って常に学生、院生が利用している姿を見かける。

パソコンの個人所有に関しては、ほぼ全員が無線LANによるネットワーク環境を利用できるよう整備を進めた(別添資料9-2-4「平成17年2月9日第15回教育研究評議会報告」参照)。また、無線LANのアクセスポイント整備状況は、キャンパスライフスクエア・ホール、講義棟201室、302室、301室、第2講義棟103室、104室、202室、人文棟1F講義室104室、105室、106室、107室、図書館1F及び3F閲覧室、大学会館第一食堂と拡大され、周知された(根拠資料No.3:平成17年2月9日学内LANの公開について(通知)」。情報基盤センター長)。

観点9-2- : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

#### (観点・指標に係る状況)

45の課外活動団体に延べ902人の学部学生と70人の大学院学生が所属している(別添資料9-2-1「平成17年度学生支援団体一覧」参照)。中には複数団体を兼部している者もいるが、単純に言うとも688人の学部学生が一人当たり1.5の課外活動団体に所属している計算になる。大学院学生にしても0.13の団体に所属している(在籍者518人)。こうした課外活動団体に対しては、本学の課外活動施設、設備及び備品の利用について優先して便宜を与えている一方で、課外活動連絡会議を設け、教員と学生との意見交換及び各課外活動団体間の連絡調整の場としている。

また、課外活動団体の活性化を図るうえで、リーダーがリーダーとしての任務を深く認識し、リーダーとしての基本的知識を習得することが重要であるとの考えから、各団体のリーダーやマネージャーを対象として、「リーダーズ・トレーニング研修」を1泊2日の日程で実施している。研修のねらい、具体の成

果等については「課外活動リーダーズ・トレーニング研修報告書」(各年度版)に詳しい。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育に携わる教員の養成の重要性に鑑み、学生の人間形成についても重視するという理念の基、正課外の課外活動において培われる人格的成長をも大学の教育活動の視野に入れ、課外活動に対する支援をはじめとし、様々な学生支援サービスの充実を図っている。

将来、教員になることを希望している学生が集う本学では、教職に必要な有意義な経験を積むことをコンセプトとして課外活動を指導している。各課外活動団体における学生たちの活動状況を概観すると、上位の競技成績の追求もさることながら、地域に密着した交流・ボランティア活動等を通じた人間理解、仲間と練習することの楽しみ、充実感などに軸足を置いた学生の活動姿勢が伺われる(別添資料9-2-2「平成17年度学生団体の活動状況」参照)。

1泊2日の日程で実施されたリーダーズ・トレーニング研修では、88人の参加者から88%という高い満足度が寄せられた。参加者が、自身の所属する団体を一つの組織として捉え、今後の団体運営にあたりリーダーが果たすべき役割の自覚と、そのための知識、スキルを習得する良い機会であったと感じていることが、終了後のアンケート・感想から読みとれる。研修の個々の内容については、さらに改良を加えていかなければならないところもあるが、今後も継続して支援していくべきプログラムの一つである。社会は学生に対し、学業成績もさることながら、組織内での同僚や上司など様々な人間関係の中で、課題に対応する力やそれを解決する能力、集団でのリーダーシップ能力を期待する。こうした能力は、正課授業において習得されるというより、課外活動などでの経験の中で体得されるものが多い。大学が学生の総合的な人間形成を大学教育の視野に企図する以上、正課外の課外活動の充実を今以上に支援していくことの必要性和意義は大きい。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

中期目標・中期計画に基づく年度計画実施により、本学における学生・院生の自主的学習環境は大幅に改善された。特に、附属図書館のみに依存していた自主的学習環境は、周囲に対する静穏な環境維持に常に配慮が必要であった。今回、整備拡充されたキャンパスライフスクエア・ホールを中心とする自主的学習スペースは、空調の整備された中で、会話をしながら気軽に利用できる点が大変優れている。更に、この空間に無線LANのアクセスポイント整備が加わり、利用者の利便性を高めている。

(今後の検討課題)

なし

3 基準9-3：学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点9-3-1：学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談

・助言体制（例えば，保健管理センター，学生相談室，就職支援室が考えられる。）が整備され機能しているか。

（観点・指標に係る状況）

入学してから卒業・修了するまでの長い学生生活の中で，学生は大小さまざまな悩み，トラブルに直面する。その内容によって，自分で解決できたり，友人や先輩に相談して活路を見いだせるものもあるが，中にはクラス担当教員や指導教員等に相談することによって救われることも多い。悩みを抱え救いの手を求めている学生にとって何より心強いのは，救いの手の求め先が多様に存在することであろう（別添資料 9 - 3 - - 1 「学生相談の仕組み」参照）。

各教員は，あらかじめ設定した時間帯を学生に公開し（オフィス・アワー），各教員研究室で学生の相談が舞い込むことに備えている。また，クラス担当教員や学生団体の顧問教員は，至近距離で学生と向き合う中で，アンテナを挙げて学生の行動に関心を寄せている。一方で，昨今の顕著な傾向として，心の問題を抱える学生が急増しており，こうした学生への対処が急務となっていることから，学内に専門的知識・技能を有する3人のカウンセラーを置き，学外からも2人のカウンセラーを招くなどして，多種多様な内容をもつ精神衛生相談に応じている（別添資料 9 - 3 - - 2 「保健管理センター精神衛生相談の流れ図」参照）。加えて，新たに精神科医の着任を実現するなど，精神衛生相談の重要性を踏まえた体制づくりに努めている。

深刻な相談内容の一つに，最近，重大な人権侵害として認識されつつあるセクシャル・ハラスメントがある。

ハラスメントに関する知識を持ち，防止するための講演会等を実施するとともに，被害にあった場合の相談窓口と相談員を設け，悩みの解決を支援している。こうしたハラスメント専門の相談窓口とは別に，「学生なんでも相談窓口」も開設している。多くの窓口を設けることで，一人でも多くの悩みや問題を抱える学生の支援が実現することを願っていることである。

こうした保健管理センターが行う各種の事業・試みやそれに関わるデータは，隔年で「保健管理センター年報」としてまとめ，センター運営の資料としている。

（分析結果とその根拠理由）

各教員が設定しているオフィスアワーやクラス担当教員や学生団体顧問教員がドアを開いていることに対して，悩みや問題を抱えている学生がストレートに，フランクにドアをノックをしてくれているのか，また，ノックしやすい環境にあるかどうかについては，具体の調査が十分になされているとは言い難い。多種多様な相談内容が存在することから，適切な情報管理と配慮のもとで実態調査を行うことを検討する必要がある。

一方で，保健管理センターにおいて学内・外のカウンセラーが受けた精神衛生相談件数は，実に411件に及ぶ（別添資料 9 - 3 - - 3 「平成17年度保健管理センター精神衛生相談状況」参照）。情緒・性格に関する相談が246件と際だっており，友人関係，修学関係，進路問題がこれに続く。これらの数字をどう捉えるかは難しいが，いずれにしても，相談件数は年々増加傾向にあり，今後もこの傾向は変わらないと思われる。実態の分析とともに支援体制のさらなる強化が望まれている。

観点 9 - 3 - : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ者等が考えられる。）への生活支援等が適切に把握されているか。

（観点・指標に係る状況）

大学には、留学生のように金銭・宿舎・就労等について様々な問題を抱えている者や、身体に障害を持つ者など特別な生活支援を必要としている者たちがいる。

本学では42人の外国人留学生在籍し、単身用学生宿舎に16人、世帯用学生宿舎に6人、国際学生宿舎に14人が入居している(86%の入居率)。可能な限り安価な寄宿料で、しかも留学生生活を充実しやすいよう大学キャンパスに極めて近い距離にある宿舎を提供することにより、経済的負担を軽減し、学業に専念できる居住環境を確保することに配慮している。

なお、そうした宿舎においては、身体に障害をもつ学生に対応した措置を施している。例えば、肢体障害者が利用しやすいユニットバスを設置し、玄関扉に取っ手を付け開閉の利便を図る一方で、聴覚障害者が非常時に何が起きたのか分別できるように簡易型屋内信号装置(アラートマスター)を設置するとともに、隣室の入居者にケア協力をお願いし、居室の近くには障害児教育コースの学生を配置するなどの対応を進めてきた。

また、留学生にとって必要とされる様々な支援方策を実態調査によって明らかにするとともに、全学的な支援体制づくりの基礎資料とするための調査を幾たびか実施してきたところであり、平成10年度に「上越教育大学における留学生支援の在り方に関する調査研究」、平成14年度に「外国人留学生に関する調査報告書(今後の支援の在り方に向けて)」としてまとめられている。

(分析結果とその根拠理由)

留学生等の抱える悩み事を全面的に解消できる体制づくりは、いまだ十分とはいえないが、少なくとも、経済的な生活支援と、それを行えるような目配りのできる体制は整いつつある。

観点9-3- : 学生支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点・指標に係る状況)

学生の基本的な生活基盤である学生会館と学生宿舎の改善を目的に、平成16年度に全学的規模でアンケート調査を行った。その結果は「学生会館及び学生宿舎に関するアンケート調査報告書」に詳しい。この調査は、平成6年度に行った第1回の調査以来10年ぶりに行ったものであった。この16年度の調査以降、新入生合宿研修、課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修などの学生支援プログラムの終了時に学生に対し行ったアンケート調査はあるが、全学的規模で行った学生ニーズ調査はない。

(分析結果とその根拠理由)

学生支援サービスの充実についてさまざまな企図を巡らす時、まず押さえるべきは、学生のニーズ把握であり、実態の調査であろう。不断の調査を基にした学生支援サービスこそが、効果的で実態に適合した支援であるにちがいない。

どのくらいの規模の調査を行うかという問題はあるが、少なくとも学生の実態調査とニーズは毎年実施することが望まれる。

観点9-3- : 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

学生の良好な勉強環境を保持する基盤ともいえる各家庭の経済力を補完するために、大学としても、入学科及び授業料の免除、授業料徴収猶予並びに寄宿料の免除など種々の経済的支援を行っている。一方で、日本学生支援機構及び各地方公共団体で行っている奨学金貸与に係る斡旋・情報の積極的な提供に努めてきた結果、日本学生支援機構奨学金貸与では、第一種奨学金に学部生113人、大学院生111人、第二

種奨学金に学部生142人，大学院生36人，合計402人が奨学金を受給している状況である。

授業料減免措置として学部，大学院合わせて5.8%の免除枠を大学として確保するとともに，新潟中越地震で被災した学生についても，前年度に引き続き特別措置として減免を実施した結果，前期，後期合わせて226人の申請者の内，195人を半額免除，15人を全額免除とした。免除率は92.9%であった。

入学料免除においても，通常の免除に加え新潟中越地震で被災した学生について減免を実施した結果，45人の申請者の内，18人の半額免除，2人の全額免除を行った。

#### (分析結果とその根拠理由)

本学では，「入学料等免除及び徴収猶予規程」及び「入学料及び授業料の免除等選考基準」に基づき，一人でも多くの学生に支援の機会を設けることを趣旨として半額免除を原則として選考しており，入学料収入予定額の内，大学院は4%，学部は0.5%の範囲内，授業料収入予定額の内，学部，大学院合わせて5.8%の範囲内で免除することとした（H18.3.13第6回経営評議会）。その結果，昨年を上回る学生に対し経済的支援が実施できた。特に大学院では，入学者増に伴う免除可能額の増加が免除者の増加に結びつく結果となった。

#### (2) 優れた点及び今後の検討課題

##### (優れた点)

個々の学生支援プログラムが着実に実施され，効果を挙げている。

##### (今後の検討課題)

今後は生活相談，就職支援などを含む総合的な学生支援に係る業務・機能を検証し，改善していくことが望まれる。

#### 基準9の自己評価の概要

本学では，これまでの開学以来の変遷から，多種多様な学籍や環境等に置かれた学生が修学する中，様々な学生支援方を講じている。

国立大学法人化後も，大学の教育研究等の質の向上を図るため，更なる，学生への支援の充実を図っている。

学士課程における学習上の適切な履修指導や相談体制については，入学時のオリエンテーションの実施や少人数制によるクラス担当教員による履修指導等が行われている。

大学院修士課程においても，学士課程同様に，オリエンテーションの実施や論文担当教員等の履修指導等が行われている。

平成17年度に導入された教育職員免許取得プログラムについても，新たに履修指導の体制を充実するために特別担当教員を設け，その充実を図っている。

更に，学生に対する学習相談等については，各授業ごとにオフィスアワーを設け，学生への適切な助言ができるよう制度化している。

学習支援のニーズの把握については，学生による授業評価アンケートにより把握しており，さらに，その要望を授業担当教員にフィードバックされ，授業等の改善が図られている。

その中には，学生のニーズにより，学生のための学習用，教養図書を購入している。

特別な支援が必要と考えられる留学生，障害者，社会人等に対する学習支援については，様々な支援策を講じ，また，本学独自の工夫も凝らしてきている。

学生のサークル活動への適切な支援は、課外活動連絡会議及びサークルリーダーズトレーニング研修を通じ適切に実施しており、妥当なものとしている

また、健康相談、生活相談等の各種相談体制については、オフィスアワー制度やクラス担当教員制度等を導入しており、更に「学生何でも相談」も設置している。

特別支援が必要と考えられる生活支援については、留学生に対して国際学生宿舎を設置し、身体に障害をもつ学生等に対して、特別な配慮を講じている。

経済的支援についても、入学料免除や授業料免除制度を導入している。奨学金については、日本学生支援機構等の各種団体の制度を活用している。